

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画

浦 野 起 央

1 アフリカの国境

国家の維持は領土の画定と安全保障の維持である。アフリカでは、アジア諸国の国家形成と違って独特の地政学的環境にあった。そこは、ごく一部を除いて、無文字社会にあった。それは、歴史が欠如していたというのではなく、部族語による口頭伝承の記録は豊かで存在している。^①他方、アフリカ大陸は孤立した大陸ではなく、古くから様々な他の民族との接触による影響を受けてきた。古代アフリカ王国のサハラを越えた一三〇一五世紀、マリ帝国の活動記録は、イブン・バトゥータ『三大陸周遊記』にある。^②他方、アラビア半島のイスラム社会はイン

ド洋貿易で興隆し、それはアフリカ世界をも組み込んだ。ポルトガルの来航で、アフリカは大西洋・インド洋交易の主題となり、アフリカは、西欧諸国の拡大された国際関係の形成とともに、一八世紀に三角奴隷貿易が成立した。この奴隷貿易の影響は大きく、一七三〇年代の奴隷貿易廃止運動とともに、伝道の時代へと移行し、そこでは空白部にあったアフリカ内陸への関心から、一七八八年設立のアフリカ内陸発見協会の活動がみられた。王立地理学会によるバートン、スピーク、グラント、ベーカーらの派遣によるアルバート湖、ビクトリア湖、タンガニカ湖の探検は、ベルギー国王による一八七八年国際アフリカ協会の設立とともに、領土的野心のアフリカ分

割の世紀を出現した。

ドイツのビスマルクによりフランスの敵対感情はアフリカに向けられ、一八八一年フランスはチュニスを占領し、一八八二年に英国がエジプトを占領し、フランスは西アフリカに進出した。一九八三年ドイツは南西アフリカを占領し、一八八四年ベルリン会議でベルギーのコンゴ盆地支配が認められる一方、それはアフリカ分割秩序の始まりとなった。かくて、各国は、アフリカの領域支配とともに植民地分割の宗主国間でその属領の領土画定、いかえれば国境条約が締結された。こうして、域外諸国の支配のための国境の確認がアフリカ国際秩序として成立した。

イスラム世界のマグレブでは、伝統的王国が存在し、モロッコはその一国で、地中海を中海とした対岸の西欧列国の侵食で国境条約を締結した。

一八四四年九月一〇日フランス・モロッコ国境条約
(モロッコ・アルジェリア国境)。

一八四五年三月一八日フランス皇帝、及びアルジェリア帝国の、及びモロッコ、スズ、フェズの、及び西欧帝国の所有者間の条約(モロッコ国境)。

一八五九年八月二四日メリアに管轄権を拡大し、そしてアフリカ沿岸のスペイン要塞の安全のために必要な措置の採択を樹立するスペイン・モロッコ間協約(スペイン領アフリカの樹立)。

これより以前に、サハラ以南のアフリカでは、以下の条約が成立した。

一七七八年一〇月二一日フェルナンド・ポール島のスペインの割譲に関するポルトガル宣言(ポルトガルの赤道ギニアのスペイン割譲)。

一八一四年五月三〇日英国陛下と彼の最大キリスト教陛下間の平和及び友好の決定的条約(セーシエルの英国割譲)。

一八八五年二月一四日ポルトガルとコンゴ国際協会の国境・他に関する協約(ポルトガル領アンゴラ・コンゴ国境)。

一八八五年一月一日リベリア共和国に対する英国臣民による一定の要求解決のための、及び共和国北西国境解決のためのリベリア・英国協約(リベリア・シエラレオネ国境)。

一八八六年五月一二日西アフリカそれぞれの行動範

表1 マグレブ国境条約 I オスマン帝国期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1844 1845	フランス、モロッコ	アルジェリア・モロッコ国境	国境	
1891 1898 1899	英国、イタリア 英国、フランス 英国、エジプト	ソマリアと英領ソマリーランド スーダン・フランス領赤道アフリカ スーダン	勢力範囲の確認 勢力範囲の確認 英国・エジプト支配	
1904 1907	フランス、スペイン 英国、スペイン	モロッコ	領土保全	
1910	オスマン、チュニス	アルジェリア・チュニジア・リビア国境	国境	

表2 マグレブ国境条約 II 植民地化期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1885 1904 1975 1976 1979	スペイン フランス、スペイン スペイン、モロッコ、 モーリタニア モロッコ、モーリタ ニア モーリタニア	西サハラ	植民地支配 植民地解消 植民地分割 西サハラ支配を放棄（放棄地域はモ ロッコが支配）	マドリード 合意 現地解放勢力 ポリサリオ戦 線と平和協定
1919 1935	フランス、イタリア	リビアとアフリカ国境		未批准である が有効
1902 1910 1912 1956	フランス、モロッコ フランス、スペイン スペイン、モロッコ	モロッコ	植民地支配 国境の維持 独立の確認	フランス軍 の撤退
1923 1945 1956	スペイン、フランス、 英国、イタリア、ポ ルトガル、ベルギー、 オランダ、ソ連	モロッコのタンジール	国際支配 再設定	国際制度の 適用 解消
1924	英国、フランス	スダンとアフリカ国境	国境の画定	
1925 1926 1934	英国、エジプト	スーダン・リビア国境	国境の画定	

表3 マグレブ国境条約 III 独立期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
155	フランス、リビア	リビアと黒フリカ国境	国境の画定	友好・善隣 条約付属
1956	フランス、リビア	アルジェリア・リビア国境	国境の画定	
1961 1972	モロッコ、アルジェ リア	モロッコ・アルジェリア国境	国境の画定	最終的決着
1963 1970	アルジェリア、チュ ニジア	アルジェリア・チュニジア国境	国境の画定	最終的決着

圉に関するフランス・ポルトガル協約（セネガル・ポルトガル領ギニア国境）。

一八八六年七月二七日ギニア湾それぞれの行動範囲に関する英国・ドイツ間協定（ナイジェリア・カメルーン国境）

一八八九年八月一〇日アフリカ西海岸の英国とフランス領地の境界設定に関する協約（西アフリカのセネガンビア、ゴールド・コースト、スレーブ・コーストの国境）。

南部アフリカでは、ボアー人の入植により、ボアー人と植民地列強との国境条約の締結となった。

一八六九年七月二九日ポルトガル・トランスバール友好・通商・国境条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八七五年十二月一日ポルトガル・トランスバール友好・通商・国境条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八七八年三月一二日ウォルベスベイの港又は居留地の沖合に投錨している英国船インダストリー号を指揮する艦長リチャード・コサンティン・ダイアーによ

る宣言。

一八八一年八月三日トランスバール領土の解決に関する英国・トランスバール条約（モザンビーク・トランスバール国境）。

一八八四年八月一六日ドイツの南西アフリカ沿岸の領有宣言。

一八八六年十二月三〇日ポルトガル・ドイツ領地の画定及び南アフリカそれぞれの勢力範囲に関するポルトガル・ドイツ宣言（モザンビーク・ローデシア国境）。

かくて、以後、主として植民地列強によるアフリカの分割支配とともに、それぞれの領地間での国境条約が相次いで締結された。そのアフリカ分割は一九〇二年ボアー戦争の英国勝利で終わった。

アフリカでは、その分割支配に対する抵抗闘争が続き、その民族主義的要求はパン・アフリカニズム運動の展開を通じて、植民地からの解放、独立を希求する大きな潮流となつて、一九五〇年代以降、アフリカ諸国の独立が達成された。

独立以後、これら国境は、植民地主義の克服において、

表 4 アフリカ国境条約 I 干渉期／植民地化以前期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1778	ポルトガル、スペイン	フェルナンド・ポー	スペインへの割譲	
1885 1903	リベリア、英国	リベリア・シエラレオネ国境	国境の調整 国境の確認	リベリアの 独立
1885 1901	コンゴ国際協会、ポ ルトガル フランス、ポルトガル	カビンダ	勢力範囲の確認 国境の画定	
1886	英国、ドイツ	ギニア湾	勢力範囲の確認	
1886	フランス、ポルトガル	セネガル・ポルトガル領ギニア国境	領地の確認	
1888	英国、フランス	フランス領ソマリー・英領ソマ リー国境	国境の画定	
1889 1898 1899 1911 1930	英国、フランス	西アフリカ	勢力範囲の確認	
1890	英国、ドイツ	西アフリカ、中部アフリカ、東ア フリカ	勢力範囲の確認	
1891 1892 1907 1911	リベリア、フランス	リベリア・コートジボアール国境	国境の画定	
1891 1911	英国、フランス	ガンビア	領域の確認	
1891 1894	コンゴ独立国、ボル トガル	コンゴ・アンゴラ（ルンダ）国境	勢力範囲の確認	
1891	英国、ポルトガル	アンゴラ・北ローデシア国境	勢力範囲の確認	
1893 1913	英国、ドイツ	ナイジェリア・カメルーン国境	勢力範囲の確認	
1893 1900 1901 1914	英国、ドイツ	タンガニーカ・英領東アフリカ国境	勢力範囲の確認 国境の画定	草案である が、現在内 容は有効と される
1894	コンゴ独立国、フラ ンス	フランス領コンゴ・コンゴ国境	勢力範囲の確認	
1894	フランス、ドイツ	チャド湖	勢力範囲の確認	
1895 1896	英国、フランス	シエラレオネ・ギニア国境	国境の画定 国境の現地画定	
1897 1953 1954	フランス、エチオピア	フランス領ソマリー・エチオピア 国境	国境の画定	

表5 アフリカ国境条約 II 植民地化期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1897	ドイツ、フランス	フランス領アフリカ・トーゴ国境	国境の画定	
1898 1899 1901 1902 1903 1916 1924	エジプト、イタリア エチオピア、エジプト 英国、イタリア 英国、エチオピア 英国、イタリア スーダン、エリトリア 英国、イタリア	スーダン・エリトリア国境	国境の画定 現地国境の確認 国境の確認	
1900/ 1901	フランス、イタリア	ソマリア・フランス領ソマリー国境	国境の画定	
1900	イタリア、エチオピア	エリトリア・エチオピア国境	国境の画定	
1906	英国、フランス	チャド・ニジェール国境	国境の画定	
1903	英国、フランス	ゴールド・コースト、コートジボアール国境	国境の画定	
1905	英国、フランス	ゴールド・コーストとフランス領スダン国境	国境の画定	
1908	フランス、ドイツ	カメルーン・コンゴ国境	国境の画定	
1909	ドイツ、ポルトガル	タンガニーカ・モザンビーク国境	国境の画定	
1910	英国、フランス	ナイジェリア・ニジェール国境	国境の画定	
1910 1915	英国、ベルギー	ウガンダ・コンゴ国境	国境の画定	
1910	英国、ドイツ	タンガニーカ・ウガンダ国境	国境の画定	
1911	英国、ベルギー	タンガニーカ・コンゴ国境	国境の画定	
1919	英国、フランス	チャド・スーダン国境	国境の画定	
1923 1924 1924 1934	米国、ベルギー 英国、ベルギー	タンガニーカ、ルワンダ・ブルンジ国境	国境の画定	
1927 1933	英国、ベルギー	北ローデシア・コンゴ国境	国境の画定	
1933	英国、イタリア	ソマリア・ケニア国境	国境の画定	
1929	英国、フランス	セネガル・ガンビア国境	国境の画定	
1935	英国、エチオピア	エチオピア・英領ソマリーランド国境	国境の画定	
1961	英国、ナイジェリア	北カメルーン	ナイジェリアへの移譲	

表6 アフリカ国境条約 III 独立以降期

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1963	モーリタニア、マリ	モーリタニア・マリ国境	国境の画定	
1964	オートボルタ、ニジェール	オートボルタ・ニジェール国境	国境の確認	
1966	ガーナ、トーゴ	ガーナ・トーゴ国境	国境の管理	
1970	ケニア、エチオピア	ケニア・エチオピア国境	国境の確認	
1975	セネガル、ガンビア	海境	国境の画定	

表7 南部アフリカ国境条約

締結年	締約国	対象地域	内容	備考
1852	英国	ケープ植民地	国境の画定	
1869 1875	ポルトガル、トランスバール	モザンビーク・トランスバール国境	国境の画定	
1881 1884 1888	英国、トランスバール 英国、南アフリカ	トランスバール・ベネチュアランド国境	国境の画定	
1886 1926	ポルトガル、ドイツ ポルトガル、南アフリカ	アンゴラ・南西アフリカ国境	勢力範囲の確認	
1891 1893 1896 1954 1963	英国、ポルトガル ニアサランド、ポルトガル 英国、ポルトガル	ニアサランド・モザンビーク国境	勢力範囲の確認 現地为国境画定	
1911	英国、ポルトガル	モザンビーク・ザンベジ国境	勢力範囲の確認	
1915 1925	英、ポルトガル	アンゴラ・ローデシア国境	国境の画定	
1931	ポルトガル、南アフリカ、北ローデシア	南西アフリカ・アンゴラ・北ローデシア国境	国境の画定	

アフリカにおける国境問題とアフリカ連合の境界計画（浦野）

どのように処理されたかが、本稿の主題である。それは、アフリカの国境紛争とその解決にかかわる問題である。その解決の枠組はアフリカ統一機構のシステムがどのように処理されてきたかということである。さらに、その枠組は一九六〇年成立のアフリカ統一機構を継承したアフリカ連合の下ではどうか。そこで提起されたのが二〇〇〇年のアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力の厳粛宣言のもとでの境界の解決方式として境界計画である。

（1）川田順造『無文字社会の歴史——西アフリカ・モシ族の事例を中心に』岩波書店、一九七六年／岩波現代文庫、岩波書店、二〇〇一年。

川田順造『アフリカの声——「歴史への問い直し」』青土社、二〇〇四年。

細見真也『アフリカの価値観——無文字社会の伝統思想と日本の教育』お茶の水書房、一九九〇年。

大場千景『無文字社会における歴史の生成と記憶の技法——口頭年代史を継承するエチオピア南部ボラナ社会』清水弘文堂書房、二〇一四年。

（2）イブン・バットウータ、前嶋信次訳『三大陸周遊記』

世界探検紀行全集第二巻、河出書房、一九五四年、河出書房新社、一九七七年／角川文庫、角川書店、一九六一年／中公文庫、中央公論社、二〇〇四年。

2 国境紛争の処理

いずれのアフリカ植民地でも、一九五六年マダガスカル諸国、一九五七年のガーナ、一九五八年のギニアの独立に続いて、一九六〇年に多くのアフリカ諸国が独立し、残った地域のアンゴラ、モザンビーク、ポルトガル領ギニア、ローデシア、南西アフリカでは武力解放闘争が続いた。アフリカの植民地化に対してヨーロッパ諸国を糾弾する視点のなかで、一九六三年アフリカ諸国の独立と主権の擁護、協力、及び連帯、その他を目的として、一九六三年六月アフリカ統一機構OAUが結成され、加盟国間の紛争の平和的解決を目指した。そのアフリカ統一機構憲章は、パン・アフリカ主義の精神で主権平等、内政不干渉、破壊活動の禁止、非独立地域の完全解放、非同盟を明記した。^②

にもかかわらず、アフリカ諸国間の国境紛争が起き、

ここでは内部対立を対外的要因で操作する矛盾が作用しており、それは部族を媒体とする国民形成の機能にあり、このことが対外紛争を促した。しかし、その解決は、アフリカ諸国によるパン・アフリカ主義のもと、反植民地主義を貫徹させつつも、植民地国境に従う国家の領土保全を原則として国家間秩序を維持した。その原則は、一九六四年七月第一回OAU国家・政府首脳会議のアフリカ諸国間の国境紛争に関するOAU決議AHG/Res.16（二）で採択され、「すべての加盟国は国家独立の達成に関する現存の国境の尊重をして自ら誓約を厳格に宣言する」とされた。これは、以後の国境紛争の激化に反映される一方、その解決の原則としてOAUにより全面的に適用された。^③その事情は、アフリカの国民形成に体现されていて、部族的要因をパン・アフリカ主義で封じる一方、国家枠組を領土保全の原則で弁証するという要請にあった。

その領土保全の原則は、以後の紛争の解決に適用されたが、その紛争自体、域内要因というよりも対外的戦略要因、特にソ連、キューバ、あるいは中国の干渉と西側諸国のこれに対する反発と対処で、一部に西サハラ問題

ではモロッコの拒否によりOAUの原則は後退するも、概してその自律的解決の原則は堅持された。こうして、その国境紛争の解決は、この原則にのっとり達成された。もともと、アフリカ諸国の植民地遺産への決別意識は強く、パン・アフリカ意思の作用こそがその原則の適用を可能にしたとみることができる。

その紛争はアフリカ統一機構が関与し、解決を原則としたが、漸次、国際司法裁判所あるいは国際海洋法裁判所に付託し、解決され、解決されつつある。

その紛争は以下の通りであった。

一九五八年 スーダン・エジプト国境帰属対立。

一九六三年—一九六四年 アルジェリア・モロッコ

国境紛争。

一九六三年—一九六七年 ケニア・ソマリア国境紛

争。

一九六四年 ガーナ・オートボル国境紛争。

一九六五年—一九六八年 ソマリア・エチオピア国

境紛争。

一九七〇年 赤道ギニア・ガボン国境紛争。

一九七一年—一九九四年 リビア・チャド国境紛争。

一九七二年 ギニア・セネガル国境紛争。
一九七二年—一九七三年 ウガンダ・タンザニア国境紛争。

一九七六年— サハラ自決闘争。

一九七六年—一九八五年 リビア・マルタ大陸棚事

件。

一九七七年—一九七九年 エチオピア・スーダン紛

争。

一九七七年—一九八五年 チュニジア・リビア大陸

棚事件。

一九七八年 ソマリア・エチオピア間のオガデン紛

争。

一九八三年—一九八七年 ブルキナファソ・マリ国

境紛争。

一九八七年—二〇一三年 ブルキナファソ・ニ

ジェール国境紛争。

一九八九年—一九九五年 ギニアビサウ・セネガル

海洋境界事件。

一九九四年—一九九九年 カシキリ／セドウドウ島

のボツワナ・ナミビア国境紛争。

一九九八年—二〇〇八年 エリトリア・エチオピア
国境紛争。

二〇〇一年—二〇〇五年 ベナン・ニジェール国境
紛争。

二〇一四年— ガーナ・コートジボアール海洋境界
事件。

二〇一四年—二〇一六年 ソマリア・ケニア海洋境
界事件。

以下、幾つかの代表的事例を取り上げる。

(1) リビア・チャド国境紛争

チャドには北部のイスラム教徒と南部のネグロイド系
民族の対立が独立当初からあった。チャドの独立トンバ
ルバエ政権は南部アフリカ黒人により担われ、一九六三
年以来、北部イスラム教徒に対する敵対的な政治運動が
高まった。一九六六年に北部イスラム教徒はチャド民族
解放戦線 FROLINAT を結成し、反政府ゲリラ活動を開
始した。その強化で、一九六八年フランス軍がチベスチ
地方へ再進駐した。これに対し、カザフィ・リビア政権
による干渉となった。

一九七一年一月中旬部の反乱でチャド民族解放戦線の一

部分子が政府と和解した。

一九七二年四月チャド・リビア関係は改善し、六月北
部のチャド化の下に、九月フランス軍は撤退した。

一九七五年四月トンバルバエ政権がクーデタで倒れ、
チャド民族解放戦線に対し和平を求めたが、同戦線支援
をめぐるアルジェリアとリビアの対立で実現をみることは
なく、フランス軍がエジプト軍とともに投入された。
八月チャド民族解放戦線のアブレ政権が成立したことで、
一九七九年二月アフリカ統一機構が介入して停戦が実現
し、三月カノで近隣諸国の関与による平和協定が成立し
た。同三月フランス軍は撤退した。

関係の動向及び文件は、以下の通りである。

一九六六年夏 トンバルバエ傀儡政権に関するチャ
ド民族連合 U N T の声明。

一九七一年八月二七日 チャド、リビアとの外交関
係の断絶。

一九七一年九月一五日 リビア、チャド民族解放戦
線の承認。

一九七一年一〇月五日 リビア、チャド民族解放戦
線に対するリビア支援を確認。

一九七二年四月一二日 リビア代表団のチャド訪問、
チャド・リビア関係改善。

以後、リビアは、エジプト、スーダンなどとの対立に
続き、チャド介入は、以下通りの経過を辿った。

一九七七年七月五日チャド・リビア紛争に関するアフ
リカ統一機構の決定AHG/Dec.108(XIV)。要点は以下
の通り。

1、チャドとリビアはアフリカ統一機構憲章に従う紛
争の解決の確認。

2、OAU特別委員会の設立と活動の確認。

一九七八年三月二七日チャド、チャド民族解放戦線、
スーダン、リビア、及びニジェール間のチャド和解協議
の共同声明（チャド休戦協定）。要点は以下の通り。

1、チャド政府によるチャド民族解放戦線
FROLINATの承認。

2、本協定をアフリカ統一機構行政事務総長に通報す
る。

一九七八年七月二二日リビア・チャド紛争に関するアフ
リカ統一機構決議AHG/Res.94(XV)。要点は以下の
通り。

1、紛争の平和解決の再確言。
2、OAU国家・政府首脳会議の現議長の紛争解決の
役割を確認。

一九七九年八月二二日チャド民族和解のラゴス協定。
要点は以下の通り。

1、紛争の即時戦闘停止。

2、戦闘停止の実施を保証する独立監視委員会の設立。

3、秘密ラジオ局の使用禁止。

4、政治犯の解放。

5、民族連合臨時政府による政治プログラムの履行。

6、武装勢力の解体と統合された全国軍の設立。

7、協定のアフリカ統一機構あて送付。

その後、一九八〇年三月チャドでグクーニ派とハブレ
派の覇権対立となり、一二月リビアはグクーニ派を支援
して首都ンジャメナを占領した。これに対し一九八三年
六月フランス軍とザイル軍が進攻し、本格的な内戦と
なった。戦線は北緯一六度線をレッドラインとして北部
をリビアが支配する分割体制となった。一九八六年一一
月反政府勢力はハブレ派と和解したグクーニ前大統領を
追放し、一二月リビアはレッドライン以北の支配を確保

した。これにより米国が介入してリビア対フランス・米国の代理戦争となり、フランスと米国支援のグクーニ派は一九八七年三月リビア軍を敗走させ、領有紛争のアオズ地区を奪回した。九月リビアが同地を再回復して停戦となった。

そのアオズ地区は、リビアとチャド間で領土問題となっているウラン及びマグネシウム鉱物資源の宝庫地帯で、アオズ地区二万四、〇〇〇平方キロメートルを、リビアは一九七三年以降、一方的に自国領に編入し、入植を進めてリビア化してきた背景があった。

一九九〇年一二月チャドの政治混乱を経て、ようやくリビアの国際航空事件による国連制裁とリビア国内での政治反乱が起こるなか、リビアは、一九九六年に政治的安定に向かい、一九九八年三月に連邦共和国武装勢力、一九九九年七月に発展民主主義運動などの和解をみた。

アフリカ統一機構は、その干渉環境の変化で、チャド解決のために、引続き以下の決議を採択してきた。

一九八一年六月二七日チャド・リビア領土紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.102(XVIII) Rev.1。内容は以下の通り。

1、国際連合の関与への支持。
2、パンアフリカ平和軍のチャド派遣の支持。
3、暫定国民連合政府の支持及び支援。
4、特別仲介委員会による紛争解決への支持。
一九八三年六月二四日チャド・リビア領土紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.106(XIX)。内容は以下の通り。

1、コンゴ人民共和国によるチャド国民和解会議を歓迎。

2、チャドから外国軍隊の撤退を支持。

3、事態の悪化防止及び和解促進を支持。

一九八四年一月一五日チャド紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.121(XX)。内容は以下の通り。

チャドからの外国軍隊の引揚げを要請。

一九八五年三月五日チャド向け OAU チャド平和維持軍使節団に関するアフリカ統一機構決議 CM/Res.957 (XLI)、チャド紛争へのコンゴ人民共和国の努力への支持の七月二〇日チャドに関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.143(XXI)、「引き続きガボンの平和努力への支持の七月二〇日チャドに関するアフリカ統一機構決議

AHG/Res.151(XXII) が採択された。そして、一九八七年七月二九日チャド再建及び経済支援を要請したチャドに関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.166(XXIII)、及び平和努力を支持するチャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.167(XXIII) が成立した。かくて、一九八八年五月二八日特別委員会による政治解決の目標を確認したチャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.174(XXIV) が成立した。一九九〇年七月一日チャド・リビア紛争に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.200(XXVI) が採択され、特別調停委員会の活動継続が確認され、チャド・リビア領土紛争特別委員会による、植民地国境に立脚した国境問題の解決が確認された。

その領土問題は、リビアとチャドの間で平和解決枠組協定が一九八九年八月三十一日締結され、一九九〇年八月三十一日リビアは、以上の解決原則に従う国際司法裁判所に対し領土問題を付託し、同時に特別委員会による協定履行の点検、及び国際連合及びアフリカ統一機構の助言への了解も確認された。九月一日チャドの裁判所付託登録では、対象としてのアオズ地区、及び一八七八年及び

一九二四年の英国・フランス協定の検討を確認した。裁判所では、両国の間で相互の主張がなされ、一九九四年二月三日判決が出され、リビア・チャド国境は一九五五年フランス・リビア友好・善隣条約の規定を確認して、国境は決着した。

その判決は、以下の通りであった。
裁判所は、……

62、一九一〇年五月一九日のチュニジア政府とオスマン政府間協約は、トリポリ・ビライエト（それは現在リビアの一部である）とチュニス摂政（すなわち、現在のチュニジア）間のみに関係している。そして、したがって一九五五年の第一条の付録Iに、適切に含まれる一方、それはリビアとチャド間紛争には関係ない。同様に、以来、一九一九年九月一二日のフランス・イタリア当局は、グハダメスとトウモ間の領域のみを統治していた。そして、かくしてチャド・リビア間境界は直接の関心なく、裁判所は、さらに考察をする必要はない、と確認する。76、同様に、過去における関連地域の占領の有効性、及びそれが恒常的で、平和的で、及び認識があるかどうかの問題は、そのように、またこの事件における画定のための問題はない。一九五五年条約が宣言又は構成であつたかどうかの問題は、考

察を求められない。無主地の概念、及びセヌシ、オスマン、又はフランスの統治は同様に問題とは関係がない。同じ理由から、影響の範囲及び背後の理論の概念は、この事件における裁判所の調査の範囲内にはない。この判決は、また、国際連合及びアフリカ統一機構以前にある通り、紛争の歴史を扱う必要はない。一九五五年条約は、リビアとチャド間の境界を完全に画定しているからである。

77、これらの理由から、

裁判所は、

一六票対一票により、

(1) 偉大なりビア・アラブ社会主義人民ジャマヒリアとチャド共和国の境界は、一九五五年八月一〇日にフランス共和国・リビア連合王国間で締結された友好・善隣条約により画定されていることを確認する。

(2) 同境界の方向は、以下の通りであると確認する。

東経二四度と北緯一九度三〇分の交差点から、東経一六度のカンセル（かに座）回歸線の内部地点に直線で至り、そしてその地点から東経一五度と北緯二三度の交差点の地点に直線で至る。

この判決で、チャド・リビア国境紛争は解決した。

(2) 西サハラ紛争

スペインは一九〇四年一〇月三日のフランス・スペイン宣言でスペイン領モロッコの支配を確立していたが、一九五六年四月七日モロッコが回復した。現地では、一九六八年にサハラ前衛組織が誕生し、一九七〇年サハラ住民の自決要求が打ち出された。他方、一九五七年モロッコで失地回復運動が起こり、ワド・ドララ地区は一九五八年四月一〇日モロッコに割譲された。その一方、スペインは、一九五六年一月二月フランスと三角地点の画定に入るとともに、一九五八年以降、スペインは西サハラの実効的支配をとった。

以後、自決をめぐって局面は、三つの展開をみせた。

局面Ⅰ自決の国際世論の合意

一九五六年四月七日スペインとモロッコは、スペイン領モロッコの帰属に関するスペイン・モロッコ共同宣言及び議定書に調印したが、それはモロッコが西サハラの主権を含意した内容となっていた。

他方、一九五六年一月二月スペイン領サハラ境界の画定に関するフランス・スペイン協定が成立し、モーリタニアはそれを受け入れた。

国際連合では、一九六五年以降、スペイン領サハラ問題が取り上げられ、モロッコと協力して非植民地化を促進し、西サハラ住民の自決のため、関係当事者と協議して住民投票に入るよう、以下の通り要請した。

一九六五年一月一六日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2072 (XX)

一九六六年一月二〇日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2229 (XXI)

一九六七年一月二〇日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2354 (XXII)

一九六八年一月一八日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2428 (XXIII)

一九六九年一月一六日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2591 (XXIV)

一九七〇年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2711 (XXV)

一九七二年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 2983 (XXVII)

一九七三年一月一四日イフニ及びスペイン領サハラ問題に関する国連決議 3162 (XXVIII)

そこで、一九七〇年九月アルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国は、西サハラの非植民地化のための三国調整委員会（外相会議）を開催し、一九七二年一月第二回会議、五月第三回会議を開催した。そこでは、西サハラ及びイフニの自決が確認された。他方、一九七三年五月一〇日モーリタニアのヌアクショットでサギエ・エル・ハムラ及びリオ・デ・オロ解放人民戦線、すなわちポリサリオ POLISARIO 戦線が結成され、五月二〇日スペイン支配に対する武装解放闘争に入った。

関係の動向は、以下の通りである。

一九七〇年九月一四日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、及びモロッコ三国の共同声明発表（ヌアディブ）。

一九七二年一月四日―五日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国第二回会議（三国調整委員会）開催（クアクショット）。

一九七二年五月八日―九日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国第三回会議（三国調整委員会）開催（クアクショット）。

ト）。

一九七三年五月一〇日 ポリサリオ戦線線、政治宣言採択（ヌアクショット）。

一九七三年七月二三―二四日 スペイン領サハラ問題に関するアルジェリア、モーリタニア、モロッコ三国首脳会議開催（アガデイル）。

一九七四年八月二五日―三一日 ポリサリオ戦線線第二回人民相会議、政治宣言採択。

一九七四年九月 モロッコのイステイクル党第九回大会開催、スペイン領サハラ回復の綱領採択。

局面Ⅱ自決手続きの確立

この事態に、スペインは、一九七四年七月一〇日、八月二〇日国際連合に対しサハラ住民による自決権の行使につき構想を送付した。この自決権の行使をめぐり独立かモロッコ又はモーリタニアへの帰属かの問題、特にモロッコの大モロッコ主義の主張が表面化した。モロッコは、一九七四年五月モーリタニアとともに、国際司法裁判所に対し共同所有権の要求を付託した。スペインは、これに応じず、一二月一二日の国連決議3292(XXX)は、勧告的意見を同裁判所に求めた。同時に、一九七五

年七月二八日―八月一日アフリカ首脳会議は、決議AHG/Res.75(XII)で、この勧告が下るまでは非植民地化を妨げる措置をとらないよう、スペインに要請した。これに従い国連使節団が関係国を歴訪し、一〇月に二つの報告が提出され、それは関係住民及び当事国並びに関係国の意見を尊重することが必要であるとされた。国際司法裁判所は、一九七五年一〇月一六日の勧告的意見で、モロッコ及びモーリタニアとの合法的絆はあったと認めたが、住民の自決が望ましいとした。ポリサリオ戦線とアルジェリア、及びスペインはこれを支持したが、一九五七年以来、西サハラに解放軍を送り込んでいたモロッコは一〇月一六日西サハラ支配の大義のもと国王は「サハラ大行進」を命じた。国際連合はサハラ大行進の引揚げを要請し、その結果、一九七五年一月一二日―一四日マドリッド合意が成立し、これにより二五日西サハラ統治を引き継ぐサハラ統治機関が発足した。さらに、一二月二〇日国連決議3458A・B(XXX)でサハラ住民の自決権行使を確認した。一方、一九七六年三月一二日モーリタニアが、四月一二日モロッコはそれぞれ西サハラ州を創設し、七月二二日両国は西サハラを分割した。

他方、ポリサリオ戦線は、アルジェリアの支援で一月三日臨時政府を樹立した。そこでは、西サハラの自決をめぐり世論と動向は二分化していた。

その国連使節団報告は、以下の通りである。

一九七五年一〇月九日スペイン領サハラ訪問国連使節団の報告 A/AC.109/L.106。

- 1、関係当事国、(1)スペインのサハラ領土保全、(2)モロッコのサハラに対する権利要求、(3)モーリタニアのサハラは不可分な部分としての確認、(4)アルジェリアのサハラ住民の利益による解決を確認した。
- 2、サハラ住民の政治的立場を確認した。
- 3、サハラ住民が自らの将来を決定する措置をとるべく求めた。

一九七五年一〇月一日スペイン領サハラ訪問国連使節団の追加報告 A/AC.109/L.106.Annex。

- 1、三国交渉の内容に懸念を示した。
- 2、確認されていない難民の存在に注意を促した。
- 3、国連決議 1514(XV) の措置が講じられるべきであるとした。

一九七五年一〇月一六日西サハラ事件に関する国際司

法裁判所の勧告的意見の要点は、以下の通りであった。

- 1、西サハラは無主地であったわけではない、モーリタニアとの間に法的な結びつきが存在していた。

- 2、スペインが植民地化した時点では、モロッコのサルタンと西サハラ住民の間に法の原則があった。

一九七五年一月一四日西サハラに関するスペイン、モロッコ、及びモーリタニア三国の共同声明（マドリード合意）は、以下の二点にあった。

- 1、スペインは、臨時政府機関を設立して、一九七六年二月までに西サハラから引き揚げる。

- 2、ジェマールを通じてサハラ住民の意見を尊重する。

かくて、以下の一九七五年二月二〇日スペイン領サハラ問題に関する国連決議 3458A・B(XXX) が成立した。その内容は、以下の通り。

- 1、サハラ住民の本源的权利を確認する。
- 2、国連報告及び国際司法裁判所の勧告的意見を尊重する。
- 3、植民地諸国・諸人民独立宣言に従う自決を監視する。
- 4、一九七五年マドリード合意を受け入れる。

5、臨時行政機関はサハラ住民の自決権を確保する。
局面Ⅲ自決をめぐる対立

国連決議3458B(XXX)に従い一九七六年二月二六日スペイン軍が引き揚げる段階で、同二六日ジェマー特別会議が自決を確認し、アルジェリアがその独立の立場を支持する一方、二八日モロッコはモロッコ及びモーリタニアへの領土の移管措置をとり、四月一四日モーリタニア・イスラム共和国とモロッコ王国間の国境画定協約で北部の三分の二をモロッコに、南部の三分の一をモーリタニアに分割した。他方、二月二七日ビルハレルでサハラ・アラブ人民民主共和国RASDが樹立された。アルジェリアは、一九七六年五月モロッコとモーリタニアのかかる措置は国連決議3458B(XXX)に反すると国際連合に通告した。これに対し六月一四日モーリタニアは文書A/31/106,S/12095に反論し、双方の間で論争となった。一九七七年六月九日ポリサリオ戦線は公開書簡でサハラ解放を確認し、モロッコ及びモーリタニアによるサハラ人民に対する人的侵害及び犯罪的植民地的企てを指摘した。

その一九七六年二月六日西サハラ問題に関するアル

ジェリア政府の覚書A/31/45,S/11971の要点は、以下の通りである。

- 1、西サハラ住民の非植民地化を支持する。
- 2、サハラ住民の権利確認した国際司法裁判所の勧告的意見を支持する。
- 3、サハラ人民の自決権行使を支持する。
- 4、マドリッド合意は現実の障害であり、適切な自決の行使を求める。

同年五月一七日送付の、西サハラに関する国連事務総長あてブーテフリカ・アルジェリア人民民主共和国外相の書簡A/31/96,S/12076は、マドリッド合意における侵略政策の規制事実化を指摘した。

さらに、同七六年六月二三日西サハラ問題に関する国連事務総長あてアルジェリア国連代表の書簡A/31,S/12108は、モーリタニアのマドリッド合意による非植民地化の事態を確認した。

局面Ⅳアフリカ統一機構によるサハラ自決

こうした自決の実施をめぐる立場の対立のなか、自決の打開を求め、アフリカ統一機構は、一九七七年一〇月のサハラ自決に関する覚書を受けて、国際連合の枠組み

と協力で、一九七八年七月二二日西サハラ問題に関する
アフリカ統一機構決議 AHG/Res.92(XV) で西サハラ人
民の自決の原則を確認し、西サハラ問題国家首脳特別委
員会をカルツームに発足させ、一月一日アフリカ統一
機構西サハラ問題国家首脳特別委員会第一会期の最終コ
ミュニケで西サハラの平和的追求に入った。一九七八年
十一月―十二月第二回会議で住民投票による(a)完全独立、
(b)現状維持の選択の実施を決めた。

そして現地での戦闘の終止とともに、一九八一年八月
二四日―二六日ナイロビでアフリカ統一機構西サハラ実
施委員会の住民投票の実施を決定した。その要点は以下
の通り。

- 1、自決の住民投票の実施。
- 2、西サハラ地域での住民投票。
- 3、国連難民高等弁務官の難民資料の確認。
- 4、住民投票のための国連使節団 MINURSO の設立
及び機能遂行の要請。

局面は、住民投票へ向けた選択の履行確保に移った。
一九七九年八月五日アルジェで以下のモーリタニアと
ポリサリオ戦線間の平和協定が成立した。それは、モー

リタニアの西サハラ放棄にあった。その内容は以下の通
り。

- 1、植民地国境に基づく自決を達成する。
- 2、ポリサリオは、モーリタニアに対する領土要求を
求めない。

3、サハラ人民とモーリタニアは平和協定を締結する。
4、平和協定はアフリカ統一機構の下に実施する。
同時に調印のモーリタニアとポリサリオ戦線間の平和
協定の秘密条項は、以下の通りである。

- 1、西サハラとモーリタニアの両人民は領土保全及び
主権が保証される。
- 2、モーリタニアは西サハラの部分を七カ月以内に西
サハラに引き渡す。
- 3、植民地国境は、アフリカ統一機構憲章及び国際連
合憲章の原則の下に尊重する。
- 4、戦争は終結し、モーリタニアは領土要求をしない。

一方、同七九年六月二三日第二回アフリカ統一機構西
サハラ問題国家首脳特別委員会の勧告は、マドリード合
意は主権の移譲を構成していないと指摘した。その上で、
七月一六日西サハラ問題に関するアフリカ統一機構の決

定 AHG/Decs.114(XVI) は、住民投票を含む、西サハラ国家首脳委員会の方針を確認した。

一九七九年一月二二日西サハラ問題に関する国連決議 34/37 は、以下を指摘した。

- 1、西サハラ人民の自決権を確認した。
- 2、アフリカ統一機構の西サハラへの関与を指摘した。
- 3、モーリタニアの西サハラ人民との平和的解決を支持する。
- 4、モロッコに対し西サハラ占領の中止を要請する。
- 5、西サハラのリオ・デ・オロ解放人民戦線の平和解決への参加を支持する。

一九七九年一月二五日アフリカ統一機構西サハラ国家首脳特別委員会第三会期の新聞発表は、西サハラの停戦遵守と住民投票による自決権の行使を勧告した。そこで、一九八一年六月二七日西サハラ問題に関するアフリカ統一機構決議 AHG/Res.103(XVIII) は、モロッコによる西サハラ住民投票の受け入れを歓迎した。その結果、一九八一年八月二四日―二六日アフリカ統一機構西サハラ実施委員会は、住民投票の実施を決定した。その決定は、以下の通り。

- 1、自決の住民投票の実施。
- 2、西サハラ地域での住民投票。
- 3、国連難民高等弁務官の難民資料の確認。
- 4、住民投票のための国連使節団 MINURSO の設立及び機能遂行の要請。

一九八二年二月サハラ・アラブ民主共和国がアフリカ統一機構に加盟したことで、モロッコは一九八四年にアフリカ統一機構を脱退した。一九八八年にモロッコは住民投票を受け入れ、一九九〇年六月一九日国連事務総長報告「西サハラに関する事態」S/21360 が提出され、その要点は以下にあった。

- 1、MINURSO による停戦の「D日」は効果的になりつつある。
- 2、モロッコは対応しつつある。
- 3、投票者の確認は十分達成されつつあるとはいえない。

4、住民投票は、提案されている。
かくて、停戦の実施、住民投票の準備に入った。
同九〇年六月二七日西サハラの事態に関する国連決議 658 (1990) が採択され、(1) 国連事務総長特別代表に

よる、アフリカ統一機構との協力の下での、西サハラ人民の自決の住民投票を確認する。(2)西サハラ解決計画してのその履行を要請する、と決定した。一九九一年四月国際連合の仲介でモロッコとポリサリオ戦線は停戦に合意し、国連決議 690 (1991) に基づき、九月国連西サハラ住民投票監視団 MINURSO が派遣され、その住民投票は履行の局面に入った。

その一九九一年四月二九日西サハラの事態に関する国連決議 690 (1991) は、以下の通りであった。

- 1、西サハラの自決のための住民投票の確認。
- 2、国連西サハラ住民投票使節団の設立。
- 3、西サハラ人民の自決のための住民投票の、アフリカ統一機構との協力による国際連合の実施。

そして同年一二月三十一日西サハラの事態に関する国連決議 725 (1991) で、西サハラ人民の自決のための住民投票の、アフリカ統一機構との協力による国際連合の実施が決定された。

その住民投票は、住民の投票権をめぐりその投票の実施が幾度となく延期された。いいかえれば、一九九一年にモロッコとポリサリオ戦線は、国際連合の解決計画に

合意し、そして一九九二年にその実施が予定されたが、モロッコは拒否した。以後、事態は進んでいなく、そこで一九九七年九月一四日―一六日に、西サハラ住民投票に関する「第四次直接交渉の結果」と題するホーストン合意が成立した。本協定は、国連事務総長解決提案計画 (S/1360) の西サハラ交渉の最終結果として確認され、その要点は、(1)住民投票当事者の確認、(2)国連住民投票の処理手続き、(3)確認委員会によるその実施の確認、(4)アフリカ統一機構はオブザーバーとして招請されるとあった。

ホーストン合意の全文は、以下の通りである。

I 当事者の宣言

1、当事者は、確認過程、彼らそれぞれの軍隊、難民、懲役者、拘禁者、及び監禁者の回復、同様に住民投票闘争のために処理法典に関して彼らの誓約を遵守することに合意する。

2、当事者は、参加者及び認められたオブザーバー双方のために、国際連合がすべての制限から自由、衡平、及び透明で、そして自由である住民投票を組織化しかつ処理する解決計画により要請されることを了解しかつ合意する。彼らは、また、彼がかかる条件すべてが満たされると満足できる住民投票闘争の

出発は国連特別代表が定めることを了解しかつ合意する。

3、したがって、当事者は、暫定期間を通じて国連連合の権原及び権威は、解決計画に定める通り、そして住民投票を通じて、処理法典に定められる通り、他の事項のなかでも、言論及び集会の、及び新聞の完全な自由、同様に領土以外の及び以内の個人及び財産の移動の自由があり、かくしてすべての抑制、脅迫、及び困惑から自由な住民投票が国連連合により組織及び処理される公共かつ平穩の風潮を創成するべく確保するよう適用される。

4、事務総長の特別代表は、自由、公平、及び透明性の住民投票の組織及び処理をもつてに抵触する不正、欺瞞、窮迫、又は困惑を禁止する指示を発する権威があり、そして同様に住民投票に関するそれぞれの見地を放送するべく促進するすべてのラジオ・テレビ放送に対する平等な取り組みをすべての当事者が取り組むことを必要とする権限がある。テレビ・ラジオ放送の便宜は、すべての投票者に彼らの権利及び義務を通知するために、住民投票に関する公的情報を普及させるために、適切と見做される限度に、事務総長特別代表に国連連合の支出を可能とする。

II 西サハラの住民投票闘争のための処理法典

決議 658 (1990) に関して、西サハラに関する事態に関する国連事務総長報告 (S/21360) を安全保障理事会が承認したことに、

決議 690 (1991) に関して、安全保障理事会が国連事務総長報告 (S/22464) を承認し、そしてその権威の下に西サハラにおける住民投票のための国連使節団 (MINURSO) を決定したことにより、

「解決計画」として全体的に言及された前掲の事務総長報告に関して、

一九九一年一月八日に事務総長により発出された西サハラにおける住民投票の組織及び処理のための一般規則 (S/26185, annex III) の五及び八から一〇までに関して、及び西サハラ人民の自決に関する住民投票は、自由かつ公平であり、軍又は行政誓約なしに及びいかなる脅迫又は干渉なしに、以下に定める処理法典は住民投票を運営するべく確保するため、

両当事者と協議の後、事務総長特別代表により作成されかつ発せられる本処理法典は、住民投票における一方又は他方の同参加者を支持して事務総長特別代表により承認された党及び者又は者の集団の住民投票闘争を通じた処理及び状況を管理する。

1、国民投票に関するすべての問題に対する唯一のかつ執行権威は、その組織及び処理を含め、国際連合に付与される。この権威は、事務総長特別代表による解決計画により設立される枠内で遂行される。

2、特別代表は、解決計画に従い、住民投票闘争の開始日を定め、それは自由及び公平な闘争のためのすべての条件が満たされると彼が満足できる時点でなされ、その日は、住民投票を定める日に先立ち三週間とする。住民投票闘争活動は、同日に先立ち開始される。

3、両当事者は、この法典の規定に従い、前掲の2におけるこの目的のために定められる時期を通じて、投票する資格がある者の支持のために自由に闘争する資格がある。各当事者は、これに関して他方の当事者の相当する権利を尊重する。

4、両当事者は、投票中心への接近を求める者の脅迫を含む、いずれの形式の脅迫の禁止を表明して闘争の事件及び活動への参加を希望するすべての者又は者の集団の権利を尊重する。当事者は、異なった政治見解を持つ他者による組織される会合、示威、及び再結集を分裂させる者又は者の集団がないよう展望する。両当事者彼ら自身と違う政治的立場に向かう者により組織される会合、示威、又は政治的再結集に参加するいずれの者

をも阻止するよう者又は者の集団がいないように確保する必要がある。それは、解決に従う UNHCR の主宰下に帰還する者から離れて、当事者が特別代表の表明された権威なしに領土に入り実質数上の人民の移管又は移動を奨励し、支持し、又は促進することはないことが了解される。

5、伝統的武器を含む、いかなる種類の武器の保持も、住民投票闘争に関連したいずれの会合、行進、示威、又は政治的再編成を通じて厳格に禁止される。

6、三〇又はそれ以上の者を巻き込む会合、示威、又は政治的再編成も、現在の治安軍と協議する MINURSO 市民警察の文書での事前承認なしに保持され又は組織されることはない。処理法典により必要とされ又は許されるかかる教護のすべての事例において、特別代表により単独に決定される。当事者は、その開催の意図につき MINURSO 市民警察に通告し、そして提案された示威に先立ち、少なくとも二日に必要とされる承認に適用される。

7、現在の治安軍の点検を含め、その機能に従い、MINURSO 市民警察は、対立する当事者の会合、行進、示威、及び再編成は、同時に又は脅威となる公共秩序及び安全の方法において、相互に持たれないことを確保する。両当事者は、この

原則は誠実に及び合理的に日付又は開催地において同時に適用されるために、誠実に MINURSO と協力することを了解する。

8、各当事者は、連絡の直接線を樹立し、そして領土において特別代表の現場管理との正常な接触を維持し、そして特別代表が自由及び公平闘争を確保するためにする必要とされ又は必要であるいずれの情報を知らされることを保持する。

9、両当事者は、住民投票に参加する資格があるすべての投票者の部分に関して住民投票の部分として処理される承認された政治会合、示威、行進、及び再編成に参加する権利を尊重する。必要なところでは、特別代表は、現在の治安軍との協議を含め、治安及び関係者の接近の自由を確保する適切な措置をとる。

10、両当事者は、住民投票闘争及び住民投票を通じて処理され他すべての公共政治活動を誓約されない接近を特別代表により正当に派遣される国際的及び現地の及び独立のオブザーバー代表を認め、かつ受け入れられる。かかるオブザーバーは、選挙観察として認められかつ経験しなくてはならない、監査のみ遂行でき、そして参加し、そしていずれのパルチザン活動にも参加してはならない。両当事者は、同様に、住民投票闘争及び住民投票を通じて処理されるあらゆる政治活動を観察しかつ証

明するべく、解決計画の下に定められた観察管理の権利を尊重する。

11、ポスター、ビデオ装備、テープ、スピーカー、及び合理的限度内の乗物といった、正常に使用される選挙資材は、闘争活動は認められる。国連旗以外の国民の色又は旗は、いずれの闘争活動又は場所において使用できない。一九九七年九月一四日に樹立された政府を除いて、いずれの国民の色又は旗を表示できない。

12、両当事者は、常時、攻撃的又は戦闘的である、又は脅威となる又はいずれかの形式で暴力事件となる言語を避けて、選挙事件の発言をするよう確保する。

13、両当事者は、攻撃的な、口汚い、又は戦闘的内容を持つパンフレット、ニュースレター、又はポスターを、公式にも密かに発行するのを控える。

14、両当事者は、者又は者集団が対立する集団のシンボルを剽窃せず、又は彼らの財産又は選挙材料を盗用し、撤去し、又は破壊しないあらゆる努力をする。

15、住民闘争を通じて脅迫の又は非合法処理のその他のいずれの形式のどんな苦情又は主張も、MINURSO 市民警察局及び特別代表の現地局の配慮を直ちににする。問題の局長は、彼の意

見で、暴力があれば、それに必要な場合に、現在の安全の通報を含む、問題を解決する措置を直ちにとる。これが可能でなければ、問題は、決定のために特別代表に言及され、それが最終となる。

16、両当事者は、本処理法典の厳格な遵守を要請されるすべての者又は者の集団に命令を発し、そして法典の効果的な履行を確保するに必要な他のいつさいの措置をとる。

17、両当事者は、領土を通じた処理法典の公表において、そしてそれを最大可能広範な普及にすることにおいて特別代表と協力する。

18、事務総長特別代表は、移動の自由及び住民の安全を保証する責任を有する。両当事者は、これら権利の尊重を確保するために最大のことをなすことを了解する。

Ⅲ 確認回収のためにとられる実際的措施

1、確認過程を履行する責任は確認委員会にある。

2、委員は、確認のための予定表及び現地を、同様に確認のための運用手続きを確認する。確認委員会の議長は、確認される各部族集団のシェイク及び代行者の名簿は、当事者との協議に従い議長により設立された後、正当な時期に関連の招集リストを当事者に通報しかつ提供する。

3、作業の週及び作業時間、同様に週間計画を達成するためにとられるその他の必要な実際的措施は、中心的指導者の処理にある。

4、効率性及び経済性の利益において、必要な持ち回り、ラヨウネとティンドフにより一週間一回とられる。当事者は、すべての関係参加者、シェイク、同様にオブザーバーが完全な習慣作業を仕上げる、したがって成就を可能にする。

5、アフリカ統一機構は、解決計画に従いオブザーバーを招請される。

6、当事者は、その機能の行使において確認委員会と十分に協力することを了解する。

二〇〇七年一月二月ポリサリオ戦線は国連措置を要請するなど、当事者間での和平交渉はあったものの、進展はまったくなく、二〇一二年二月ポリサリオ戦線は、進展がなければ、軍事闘争を再開すると警告した。三月モロッコとポリサリオ戦線は交渉したが、進展はなかった。モロッコは、二〇一七年一月OAUの後身、アフリカ連合に再加盟したが、事態はそのままである。なお、モロッコはモロッコから西サハラ海岸にまで「砂の壁」を建設し、西サハラの西部がモロッコ支配地域、東部はポ

リサリオ戦線の支配地域となっている。

国連解決計画の合意以降における計画の進展に関する国連文書は、以下の通りである。いずれの国連決議も、西サハラ住民投票の実施による自決手続きを要請している。

一九九八年九月一八日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1198 (1998)。
一九九八年一〇月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1198 (1998)。
一九九八年一二月一七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1215 (1998)。
一九九九年一月二八日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1224 (1999)。
一九九九年二月一日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1228 (1999)。
一九九九年三月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1232 (1999)。
一九九九年四月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1235 (1999)。
一九九九年五月一四日西サハラ問題 (MINURSO

の延長) に関する国連決議 1238 (1999)。
一九九九年九月一二日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1263 (1999)。
一九九九年一二月一四日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1282 (1999)。
二〇〇〇年二月一九日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1292 (2000)。
二〇〇〇年五月三一日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1301 (2000)。
二〇〇〇年七月二五日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1309 (2000)。
二〇〇〇年一〇月三〇日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1324 (2000)。
二〇〇一年二月二七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1342 (2001)。
二〇〇一年四月二七日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1349 (2001)。
二〇〇一年六月二九日西サハラ問題 (MINURSO
の延長) に関する国連決議 1359 (2001)。
二〇〇一年一一月二七日西サハラ問題 (MINURSO

- の延長) に関する国連決議 1380(2001)。
 二〇〇二年二月二七日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1394(2002)。
 二〇〇二年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1406(2002)。
 二〇〇二年七月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1429(2002)。
 二〇〇三年三月二五日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1469(2003)。
 二〇〇三年五月二一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1485(2002)。
 二〇〇三年七月二一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1495(2003)。
 二〇〇三年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1513(2003)。
 二〇〇四年一月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1523(2004)。
 二〇〇四年四月二九日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1541(2004)。
 二〇〇四年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1570(2004)。
 二〇〇五年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1598(2005)。
 二〇〇五年一〇月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1634(2005)。
 二〇〇六年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1675(2006)。
 二〇〇六年一〇月三一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1523(2006)。
 二〇〇七年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1754(2007)。
 二〇〇七年一〇月三一日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1783(2007)。
 二〇〇八年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1813(2008)。
 二〇〇九年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1871(2009)。
 二〇一〇年四月二〇日西サハラ問題 (MINURSO
 の延長) に関する国連決議 1920(2010)。
 二〇一一年四月二七日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 1979(2011)。

二〇一二年四月二四日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 2044(2012)。

二〇一三年四月二五日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 2099(20130)。

二〇一四年四月一九日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 2152(2014)。

二〇一五年四月二八日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 2218(2015)。

二〇一六年四月一九日西サハラ問題 (MINURSO

の延長）に関する国連決議 2285(2016)。

(3) ブルキナファソ対マリ国境紛争事件

オートボルタ／ブルキナファソはマリとの国境にあるマンガン鉱山地帯アガシエルをめぐり、独立以来、紛争が続いていた。両国は国境紛争を一九八三年九月一六日の特別協定及び国際司法裁判所への付託議定書に従い、一〇月国際司法裁判所へ付託した。

国際司法裁判所は、一九八六年一月一〇日国境紛争の休戦措置を要請する一方、一二月二二日地理的調整に従う境界線を決定して判決を下した。それは紛争地帯

三、〇〇〇平方キロメートルをほぼ半分ずつに分割するものであった。

一九八六年六月両国は国交を再開し、一九八七年四月九日裁判所は、この国境画定の際、紛争を最終的に実施するよう命令した。六月両国は経済協力の強化を決定した。

(4) カシキリ／セドウドウ島のボツワナ・ナミビア国境紛争事件

ナミビア北部から東の内陸に四〇〇キロメートルに入り込んだカプリビ回廊の先に、ボツワナとの間で、一八八四年にドイツが南アフリカ支配にあった英国との間で封じ込めに直面し、一八九〇年七月一日ドイツ・英国条約で確認されたカシキリ島（ナミビア名）／セドウドウ島（ボツワナ名）が存在している。

この地域の問題はカプリビ回廊として英国とドイツ間で交渉がなされたが、一九三三年以降は、何ら問題は起きていなかった。

しかし、一九八四年に南アフリカがアンゴラ問題に介入し、南西アフリカの領土保全を図ったことで、カシキリ／セドウドウ島とその島の南部と北部を流れる通路を

めぐってナミビアとボツワナ間の領土紛争となった。

一九九二年五月ジンバブエも参加したボツワナ、ナミビア、及びジンバブエ三カ国の共同班が成立し、文書及び現地調査に入り、一九九四年八月カシキリ／セドウドウ島周辺のボツワナ・ナミビア間境界に関する技術専門家共同班の最終報告が提出されたが、結論は引き出すことができなかった。本報告は、一九九七年二月二〇日ボツワナ共和国による国際司法裁判所あて覚書付録として提出された。その調査の主題は、一八九〇年の英国・ドイツ条約の検討及びカシキリ／セドウドウ島の現地調査にあり、その現地調査の論点は河川的主要通路は北部通路によるか南部通路によるかにあった。かくして、文書、地図などの調査とともに住民の口頭聴取がなされた。

そこで、一九九六年二月一五日ジンバブエを加えた三国首脳が会合し、この紛争の国際司法裁判所への付託に合意し、五月一七日の特別協定に従い、紛争は国際司法裁判所に付託された。ここでは、特別協定に定められたように、これまでの手続きから文書資料と並んで口頭表現（表現証拠）が審議手続きで採用されることになり、裁判所は、一九九九年二月一五日、二月一六日、一八日、

二三日、二三日、二四日、二五日、三月一日、二日五日に聴取した。他方、裁判所命令で、文書資料及び見解の表明を命令し、以下の覚書、反論覚書、回答の提出をみた。

一九九六年六月二四日国際司法裁判所命令。

一九九八年二月二七日国際司法裁判所命令。

一九九七年二月二八日ボツワナ共和国覚書。

一九九七年二月二八日ナミビア共和国覚書。

一九九七年一月二八日ナミビア共和国反論覚書。

一九九七年一月二八日ボツワナ共和国反論覚書。

一九九八年一月二七日ナミビア共和国回答。

一九九八年一月二七日ボツワナ共和国回答。

以上を経て、一九九九年一月一三日裁判所は、北部通路が利用されてきていると判断し、北部通路を国境線とし、したがってカシキリ／セドウドウ島はボツワナに属する領土であるとの判決をみた。その判決は、以下の通りである。

裁判所は、

以上の構成で、

審議の後、

以下の通り判決を行う。

条約の第三一条三節(a)の意味内において、「条約の解釈又は規定の適用に関して当事国間の協定」いずれにも結果づけられなく、同じ規定の同節(b)に意味内において「その解釈に関する当事国の合意を樹立する条約の適用における実際のいずれにも結果づけられない」と結論づける。

80、しかしながら、裁判所は、カシキリ／セドウドウ島周辺の河の「主要通路」として北部及び西部に対するチョベの通路を確認した基礎に対する異なった調査時期——一九二二年、一九四八年、及び一九八五年——の少なくとも三つの機会への着目を強いられる。関係の当事国が一九四八年別個に到着は共同報告の同一班の表明を見出したことができる。加えて、一九八五年になされた調査は当事国が共同して遂行している。これら機会になされた事実の確認ではそれ自体、その時点にあつて紛争は起こっていない。裁判所は、一八九〇年条約の解釈において当事国により以後の実際を構成しない一方、その班に与えられた正常な意味に従い、一八九〇年条約の第三条二節を解釈により達せられた結論を支持する。

88、一八九〇年条約の関連規定のこれまでの解釈は、カシキリ／セドウドウ島をめぐるボツワナとナミビア間の境界はコベ

河の北部通路にあるこの条約に規定される裁判所は結論づける。

89、条約の英語本文に従えば、境界は、主要通路の「中央」に従うとしており、ドイツ語本文は用語「中央線」を使用している。裁判所は、一八九〇年条約に対する当事国はこの要件は同義と意図され、そしてボツワナとナミビアはこの主題に関する意見のいずれの現実の対立も自ら表現していないことを、既に指し示している。

さらに、条約の前提からは、両締約国によるトベ河の航行の期待があり、そしてこの可能性を開くことが共同利益であることは明らかである。しかし、以上に検討した通り、一八九〇年の当事国は「中央線」及び「中央」の用語を使用しており、前者は後者での使用以上に航行を開く共同利益をより正確に反映している。したがって、このことは第三条二節の決定を裁判所が見做す要件である。

ボツワナとナミビアが合意する限り、裁判所の成員により問題に対応することにおいて、中央線は最深範囲により形成され、裁判所は、国境はカシキリ／セドウドウ島周辺の北部通路の線に従うと結論づける。

100、裁判所の一八九〇年条約の第三条二節の解釈は、カシキリ／セドウドウ島をめぐるボツワナとナミビア間の境界はチョ

ベ河の北部通路の最深範囲の線に従うと結論づけられる。

101、裁判所は、ナミビアの提起に関する論証を受諾することはできなく、この理由からまたカシキリ／セドウドウ島はボツワナ領土の一部を形成すると跡づける。

104、以上の理由から、

裁判所は、

(1) 一一票対四票により、

ボツワナ共和国とナミビア共和国間境界はカシキリ／セドウドウ島周辺のチョベ河の北部通路における最深可能水域の線を流れると確認し、

(2) 一一票対四票により、

カシキリ／セドウドウ島はボツワナ領土の一部を形成すると確認し、

(3) 全会一致で

カシキリ／セドウドウ島をめぐる二つの通路においては、ボツワナ共和国及びナミビア共和国の国民及び旗を掲げる船舶は平等な国民的待遇を享受する。

(5) エチオピア・エリトリア紛争

一九九八年五月一二日国境地域をめぐるエチオピアとエリトリアの紛争が発生し、同紛争は二〇〇〇年六月終

結したが、一〇万人以上が死亡した。

一九九八年六月二六日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議 1177(1998) は、(1)国境紛争の解決、(2) OAUの検証に従う検討、旧植民地条約、国際法などに従う共同境界の画定を確認していた。以後、以下の決議が成立した。

一九九九年一月二九日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1226(1999)

一九九九年二月一〇日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1227(1999)

二〇〇〇年五月一二日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1297(2000)

二〇〇〇年五月一七日国連エチオピア・エリトリア

使節団に関する国連決議 1298(2000)

二〇〇〇年七月三一日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1312(2000)

二〇〇〇年九月一五日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1320(2000)

二〇〇一年三月一五日エチオピア・エリトリア紛争

に関する国連決議 1344(2001)

- 二〇〇一年九月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1369(2001)
- 二〇〇二年三月一五日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1398(2002)
- 二〇〇二年八月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1430(2002)
- 二〇〇二年九月六日エチオピア・エリトリア紛争に
関する国連決議 1434(2002)
- 二〇〇三年三月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1466(2003)
- 二〇〇三年九月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1507(2003)
- 二〇〇四年三月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1531(2004)
- 二〇〇四年九月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1560(2004)
- 二〇〇五年三月一四日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1586(2005)
- 二〇〇五年九月一二日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1622(2005)
- 二〇〇五年十一月二三日エチオピア・エリトリア紛
争に関する国連決議 1640(2005)
- 二〇〇六年四月一三日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1670(2006)
- 二〇〇六年五月二一日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1681(2006)
- 二〇〇六年九月二九日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1710(2006)
- 二〇〇七年一月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1741(2007)
- 二〇〇七年七月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1767(2007)
- 二〇〇八年一月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1798(2007)
- 二〇〇八年七月二〇日エチオピア・エリトリア紛争
に関する国連決議 1827(2008)
- 紛争に伴い、一九九八年六月国連決議 1177(1998) が
採択され、国際連合はその平和解決に着手することにな
り、アフリカ統一機構国家・政府首脳会議は平和解決を
決め、そのための枠組協定を決めた。この枠組協定に従

う履行様式が一九九九年一二月成立し、さらに四月
OAU 枠組協定及びその様式のための技術取決めが成立
した。

それぞれの基本文書の要点は、以下の通り。

一九九八年一二月一七日エリトリア・エチオピア間紛
争の平和的解決の枠組協定。

- 1、即時敵対停止の誓約。
 - 2、平和解決に向けた誓約。
 - 3、一九九八年五月一六日以前の立場への再展開。
 - 4、OAU による軍人オブザーバーの管理。
 - 5、境界画定の進行。それに伴う境界の画定。
 - 6、境界の画定をして主権管轄とする。
 - 7、一九九八年五月事件の調査。
 - 8、人権検証班の展開。
 - 9、追跡委員会の設立。
 - 10、枠組協定の調印に伴う委員会の発足。
- 一九九九年二月エチオピア・エリトリア間紛争解決の
OAU 枠組協定の履行様式。
- 1、武力不行使の原則の誓約。
 - 2、一九九八年五月六日以前の立場の確認、一九九九

年二月六日以後の再展開。

3、枠組協定の履行。

4、OAU 軍事オブザーバーの展開。

5、敵対終結協定への誓約。

一九九九年四月三二日エリトリア・エチオピア――
OAU 枠組協定及びその様式のための技術取決め。

1、枠組協定、様式、及び技術取決めによる紛争の解
決。

2、OAU 決議 AHG/Res.16(1) の原則確認。

3、平和維持使節団の活動への協力。

4、仲裁委員会の活動と軍事調整委員会の設立。

5、地雷撤去。

6、住民の帰還と軍隊の再展開。

7、民間行政の回復。

8、境界委員会による境界の画定。

二〇〇〇年五月エチオピアとエリトリアはアルジェで
直接交渉には入ったが、成果は乏しく、OAU は双方に
対し交渉再開を求めた。一方、五月一二日国連エチオピ
ア・エリトリア使節団に関する国連決議 1297(2000) で、
(1) 軍事行動の即刻停止、(2) 紛争の平和的解決のための基

礎としての枠組みを支持、(3)国際人道法の尊重が確認された。さらに、五月一七日国連エチオピア・エリトリア使節団に関する国連決議1298(2000)で、以下が確認された。

- 1、引き続き戦闘を非難。
- 2、平和枠組によるOAU主導下の平和交渉。
- 3、安全保障理事会の委員会設立。

かくて、二〇〇〇年六月一九日敵対終結協定（アルジェ協定）S/2000/601、AHG/220(XXXVI)、Annex VIIIが締結され、国境に緩衝地帯が設けられ、UNMEEが展開した。アルジェ協定の要点は、以下の通り。

- 1、敵対行為の終結。
- 2、平和維持使節団のOAU主宰下に国際連合による展開。

- 3、暫定安全地帯の設定。

その結果、二〇〇〇年七月三十一日国連エチオピア・エリトリア使節団に関する国連決議1312(2000)が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、国連エチオピア・エリトリア使節団の設立。
- 2、OAU枠組の協定及び敵対終結協定に従う共同境

界の設定。

- 3、平和維持活動のための計画の継続。

引続き九月一五日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1320(2000)が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、敵対終結協定の履行。
- 2、国連エチオピア・エリトリア使節団UNMEEの展開。

- 3、暫定安全地帯の点検。

- 4、敵対終結協定の履行におけるOAUとの調整。

- 5、UNMEEへの協力。

- 6、兵力地域協定モデルの暫定的適用。

- 7、赤十字国際委員会との協力。

- 8、敵対終結協定は共同境界の画定で国際平和維持使節団の終結を確保する。

かくて、一二月一九日アルジェで、以下のエチオピア政府・エリトリア政府協定が成立した。その要点は、以下の通り。

- 1、軍事敵対状態の相互終結。
- 2、敵対終結協定の尊重。

3、双方の領土の者に対する人道的待遇。
4、国連地図製作者の協力。
5、領土保全の尊重。
6、仲裁境界委員会の設立。
そして、国際仲裁裁判所は、現地画定委員会による二〇〇二年四月一三日西部、中央部、特に東部にわたる国境線の画定に入ることを決めた。裁定の要点は、以下の通り。

- 1、エリトリア・エチオピア境界委員会の設立。
- 2、中央部の一九〇〇年七月一日イタリア・エチオピア条約、西部の一九〇二年五月一五日英国・エジプト・コンドミニウム協定、東部の一九〇八年五月一六日エチオピア・イタリア条約による検証。
- 3、三つの部分の地理的検証と境界の確認。
かくて、七月八日エリトリア・エチオピア境界委員会
は、以下の通り境界画定指針を決定した。
 - 1、委員会手続き規則に従う画定指針を確認。
 - 2、現地事務所の役割。
 - 3、UNMEEとの協力。
 - 4、画定の決定。

5、地雷撤去。
6、境界標の設定。
7、画定の特別規定。
そして七月二〇日仲裁裁判所は、(1)境界画定への速やかな着手を確認し、(2)当事国による二〇〇〇年一二月協定の作業の遂行、及び二〇〇二年四月の決定の実施確認を命令した。

二〇〇二年八月一四日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1430(2002)は、(1)UNMEEの委任調整、(2)暫定安全保障地帯の評価、(3)国連決議1398(2002)の地域を含む和解努力の要請を提起した。次いで九月六日エチオピア・エリトリア紛争に関する国連決議1434(2008)は、(1)軍事オブザーバーの委任延長、及び(2)UNMEEの履行を検討しつつ、アルジェリア協定の進展を確認した。

事態の遅れで、二〇〇三年七月八日エリトリア・エチオピア境界委員会は、以下の二点を確認した。

- 1、二〇〇三年二月九日命令の処理。
 - 2、画定指針の再確認。
- しかし、翌三月双方が主張している国境マツバドメ村

がエリトリアの帰属と決まったことで、エチオピアはこれに反発し、占領を続け、二〇〇四年一月二五日エチオピア・エリトリア紛争に関する五項目の決定で、ようやくエリトリア・エリトリア境界委員会の決定を受諾した。一月一〇日エリトリアは、エチオピア五項目の決定を確認し、エチオピアに対し領土からの撤退を要求した。同日国連エチオピア・エリトリア派遣団 UNMEE は二〇〇八年一月二日まで任務を継続し、二月かくて、エチオピアは対応措置をとり、二〇〇八年七月の国連決議 1827(2000) は平和的解決の委任を解き、UNMEEは引き揚げることになり、一方、アルジェ協定の履行とエチオピアとエリトリア間の平和の基礎を確認し、エチオピア及びエリトリアに対し国際連合調停を要請した。

二〇〇五年一月一八日エリトリア・エチオピア請求権委員会は部分裁定を下した。⁽⁴⁾

二〇〇八年一月一八日裁判所請求権委員会は、エリトリアに対し国境紛争で両国間に生じた損害に対する補償の差額一、〇〇〇万ドルをエチオピアに支払うよう命令し、エリトリアは裁定の受入れを表明した。二月をもって UNMEE は完全に撤退した。

(6) ブルキナファソ・ニジェール国境紛争事件

一九八七年三月二八日ニジェールとブルキナファソは、ンゴウマ高地の両国国境を平和的手続きにより解決することを決定し、同日の協定及び議定書が成立した。この地域は上部セネガルに併合され、上部ボルタとして分離した経緯がある。

そうしたなか、二〇〇九年二月二四日両国はこの問題を国際司法裁判所に付託する特別協定に合意し、二〇一〇年五月国際司法裁判所に付託された。それにより、二〇一三年四月一六日裁判所は、地理的調整で境界地点を画定した。そして七月一二日裁判所の命令で専門家による画定が遂行された。

(7) ベナン・ニジェール国境紛争事件

ベナンはニジェールとの国境地帯の領土をめぐる帰属対立となり、二〇〇一年六月一五日国際司法裁判所に付託することに合意し、二〇〇二年四月同裁判所に付託した。これは、ニジェール河レテ島の帰属問題の対立であり、二〇〇〇年五月同島の建設中のベナン施設をニジェール軍が破壊し、六月の両国首脳会談が決裂した経緯があった。同六月アフリカ統一機構に仲裁を要請した

が、結局、二〇〇一年六月一五日の特別協定で国際司法裁判所に持ち込まれた。

二〇〇五年七月一二日国際司法裁判所は、ニジェール河の八九の島の双方の帰属を決定した。

(8) ギニアビサウ・セネガル海洋境界画定事件

ギニアビサウは、セネガルとの領海事件を一九八九年七月三一日国際司法裁判所に対し仲裁裁判を付託し、一九九〇年一月ギニアビサウ当局によりセネガル漁船が拘束される事態となり、その要請された仮保全措置は海洋の開発の権利にはないと一九九〇年三月二日裁判所は仮保全措置を却下した。そして一九九一年一二月の判決で、両国の領海、接続地帯、及び大陸棚は有効であると確認した。

一九九五年三月一二日裁判所は、一九九三年一〇月一四日両国の協定で共同開発のための手続きが決まったので、一九九五年九月二日開発問題が原告ギニアビサウは提訴を取り下げ、一月八日訴訟は打ち切られた。

両国運営及び協力協定の要旨は、(1)共同開発地帯の設定、(2)漁業及び大陸棚資源の配分の設定、(3)それぞれの権利行使の確認にあった。

そして、一九九六年一〇月四日ギニア・セネガルの海洋画定協定が締結されたが、公表されていない。

ギニアビサウの一九九六年一月一八日の国際司法裁判所判決は、一月二日ギニアビサウの要請で、控訴を撤回したことで終了したと確認された。

一九九一年一二月一七日ギニアビサウ対セネガル仲裁事件の国際司法裁判所判決の通りである。

裁判所は、……

18、仲裁の機能条項は、以下の通りである。

「以上に述べた理由のために、裁判所は、一票対一票により、以下の通り決定する。

仲裁協定の第二条を形成する第一問題に従う回答として、一九六〇年四月二六日の書簡交換により締結された協定は、そして海洋境界に関して、同協定に言及された単独地域、すなわち、領海、接続地帯、及び大陸棚に関してギニアビサウ共和国とセネガル共和国間の関係に法律は有効である。二四〇度で引かれる直線は航程線である」(第八八節)。

34、したがって、裁判所の見解において、仲裁が現実に多く書いて存在しているとするギニアビサウの意図は受諾できない。

61、ギニアビサウは、仲裁協定の第九条二項に従い、裁判所

の決定は、「地図の境界線を引くことを含め」ており、そして仲裁裁判により見出されるような地図はないと想起される。ギニアビサウの意図は、裁判所としてはまた、同地点に関するその決定のための十分な理由はあり得ない。それは、仲裁は、これら理由のために、全体的に無効であり有効でないと見做されることが意図されるからである。

69、これら理由から、

裁判所は、

(1) 全会一致で、

ギニアビサウ共和国とセネガル共和国間の一九八五年三月一二日の協定に従い、設定された仲裁裁判による一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は延長できないと、ギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(2) 一二票対四票により、

一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は絶対に無効であり有効でないとしてギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(3) 一二票対三票により、

セネガル政府が一九八九年七月三十一日の仲裁裁定の適用をギニアビサウ政府に要請する追求はセネガル政府が正統化されないギニアビサウ共和国の付託を拒絶する。そして、セネガル共

和国のその結果の付託に関して、一九八九年七月三十一日の仲裁裁定は、無効であり、そしてそれに適用する義務にあるセネガル共和国及びギニアビサウ共和国を拘束するとのギニアビサウ共和国の付託を拒否する。

(1) サミール・アミン、北沢正雄監訳『世界は周辺部から変わる』第三書館、一九八二年。

Samir Amin, *Neo-colonialism in West Africa*, Harmondsworth: Penguin, 1973/ New York: Monthly Review Press, 1974.

Samir Amin, *Impérialisme et sous-développement en Afrique*, Paris: Editions Anthropos, 1976.

J・ウオデイス、アジア・アフリカ研究所訳『アフリカ』法政大学出版局、一九六三年。

ジャック・ウオデイス「アフリカにおける新植民地主義の一〇年間」平和と社会主義の諸問題、第一一九号、一九七一年七月。

細見真也『低開発国の一次産品輸出における矛盾』所内資料、アジア経済研究所、一九六八年。

磯部浩一「バーナード・ポーター著『帝国の批判者——一八九五年〜一九一四年にいたるアフリカにおける植民地主義に対するイギリス急進主義者の態度』一九六八年」経済論集、第一五号、一九七一年三月。

ウォルター・ロドネー、北沢正雄訳『世界資本主義と
アフリカ——ヨーロッパはいかにアフリカを低開発化し
たか』拓植書房、一九七八年。

(2) Michel Wolfers, *Politics in the Organization of
Africa Unity*, London: Methuen, 1976.

Berthanykun Andemicael, *The OAU and the UN:
Relations between the Organization of African Unity
and the United Nations*, New York: The United Nations
Institute for Training and Research by Africana, 1976.

Zdenek Cervenka, *The Unfinished Quest for Unity:
Africa and the OAU*, London: Friedman/ New York:
Africana Publishing Co., 1977.

Yassin El-Ayouty & I. William Zartman eds., *The OAU
after Twenty Years*, New York: Praeger, 1984.

Amadu Sesay, Olusola Ojo, & Orobola Faseun, *The
OAU after Twenty Years*, Boulder: Westview Press, 1984.

C. O. C. Amate, *Inside the OAU: Pan-Africanism in
Practice*, London: Macmillan/ New York: St. Martin's
Press, 1986.

(3) 植民地条約の有効性の確認は、以下の関係文件によ
り確認されている。

一九七九年八月五日モーリタニアとポリサリオ戦線間
の平和協定。

一九八三年九月一六日オートボルタ共和国とマリ共和

国の特別協定。

一九八七年三月二八日両国間の国境設定に関するニ
ジェール共和国政府とブルキナファソ革命政府間協定。

一九八七年七月二九日チャド・リビア紛争に関するア
フリカ統一機構決議 AHG/Res.167 (XXIII)。

一九八九年七月二六日チャド・リビア領土紛争に関す
るアフリカ統一機構決議 AHG/Res.184 (XXV)。

一九九八年六月二六日エチオピア・エリトリア紛争に
関する国連決議 1177 (1998)。

一九九八年一月一七日エリトリア・エチオピア間紛
争の平和的解決の枠組協定。

一九九〇年七月一日チャド・リビア紛争に関するア
フリカ統一機構決議 AHG/Res.200 (XXVII)。

一九九〇年八月三十一日リビア・チャド領土紛争に関す
るリビア・アラブ社会主義・人民ジャマヒリア対外連
絡・国際協力人民委員会書記の国際司法裁判所の登録。

一九九九年四月三十一日エリトリア・エチオピア——
OAU枠組協定及びその様式のための技術取決め。

二〇〇〇年五月二四日エチオピア・エリトリア間紛争
に関するアフリカ統一機構声明。

二〇〇〇年六月一九日エチオピア連邦民主共和国政府
とエリトリア政府間の敵対終結協定。

二〇〇〇年十二月一九日エチオピア政府・エリトリア
政府協定。

二〇〇二年四月一三日エリトリア・エチオピア国境に関する国際仲裁裁判所の決定。

二〇〇九年二月二四日ブレキナファソとニジェール共和国特別協定。

（4）根本和幸「判例研究エリトリア・エチオピア武力行使の合法性に関する事件」上智大学法学論集、第五一卷第二号、二〇〇七年。

3 アフリカ連合の境界計画

現在、アフリカの課題は「平和の定着」局面にある。

それは、西アフリカにおけるシエラレオネ事件、リベリア事件などに直面し、そのアフリカ紛争の根本的な要因としては、国家の脆弱性、国家権力の正統性の欠如、権力闘争、指導制の欠如、部族単位 of 政治、良好な政治の失策、利益の不平等な配分、いいかえれば、破綻国家にあった^①。かくて、アフリカの平和と安全保障には、国際社会の関与とアフリカ諸国自身の紛争解決への決意と誓約が求められた。

そこでは、パン・アフリカ主義による国民形成のシナリオと実現の原則及び経験が破綻している。そこで選択

されたのが、欧州アイデンティティのモデルであり、それは、共通の歴史を有する国民国家で構成される共同体を基礎として形成される文脈にあって、これまでのアフリカの負の歴史を認めないのではなく、負の遺産を認めつつも、近代的モデル——いわゆる西欧的尺度——でアフリカを改めて捉え直すという視角である。ただし、破綻国家は、国家の権力機構及び安全保障機構の崩壊——国家に属さない武装機構の出現と軍機構の瓦解——にあるからである。その文脈で、アフリカ価値観の再発見が求められた^②。

こうしたなか、安全保障に対するパン・アフリカの野望は影を薄くし、一九九三年六月の第三〇回カイロ OAU 首脳会議で、紛争予防・管理・解決メカニズム (MCPMR) 樹立に関する宣言が採択され、それは予防外交と紛争監視及び調整のための使節団派遣を重点に置き、平和基金を設けていた。しかし、一九九五年六月アジスアババで開催の OAU 首脳会議でムバラク・エジプト大統領がテロの標的に会うという事件が起こり、MCPMR はその限界を露呈した。そこで、カダフィ大佐とトリッキ・リビア・アフリカ担当相の爆弾的工作に

より一九九九年九月シルテ特別首脳会議でアフリカ合衆国提案が打ち出され、二〇〇〇年七月ロメ首脳会議でアフリカ連合（AU）の制定法が採択された。同法は二〇〇一年五月発効し、二〇〇二年七月ダーバン首脳会議を経て、AUは正式に発足した。

AUは、その目的として、以下の項目を掲げている、

- (1) 加盟国の国家主権、領土の一体性、及び独立の保全。
- (2) アフリカ大陸の平和、安全保障、安定の推進。
- (3) 共通防衛政策の実施。
- (4) 加盟国間紛争の平和的解決。
- (5) 加盟国間の武力の行使及び威嚇の禁止。
- (6) 他国の内政不干渉。
- (7) 人道的罪に対するAUの介入。
- (8) 加盟国の平和と安全保障の中で共存する権利。
- (9) 平和と安全保障の再建のためAUの介入を要請する加盟国の権利。
- (10) 民主主義の原則、人権、法の支配、良好な政治の尊重など³⁾。

AUは、OAUと違い平和と安全保障を軸とし、かくて平和・安全保障理事会が創設され、加えて、包括的な紛争対処過程のために、安全保障、安定、開発、及び協力の四つを「瓢箪」と列記したアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力会議 CSSDCA 過程が導入され、市民社会の動員などが提起されることになった。

この方針に従い、以下の二つの文書が採択され、その要点は次の通りであった。

二〇〇〇年七月一日―二二日採択（ロメ）、アフリカの安全保障、安定、開発、及び協力会議 CSSDCA の厳粛宣言 AHG/Decl.4 (XXXVI)。その要点は、以下の通り。

- 1、CSSDCA 過程の着手と履行。
- 2、安全保障、安定、開発、及び協力の原則、行動計画、履行メカニズムを確認。

二〇〇二年七月八日―九日採択（ダーバン）、アフリカの安全保障、安定、開発、及び協力の了解覚書 OAU CIVIL SOCIETY.3(III), Annex。その要点は、以下の通り。

- 1、中核価値とそれへの誓約、中核遂行指標を確認。
- 2、安全保障に従う立法集成及び共同防衛を二〇〇五年までの樹立、不侵略協約の二〇〇六年の締結、平和支援作戦能力の強化、早期警戒制度、アフリカ国境、信頼醸成措置などを注解。

- 3、安定に従う民主社会などの中核遂行指標を指摘。
- 4、開発に従うインフラストラクチャーなど中核遂行

指標を指摘。

5、協調に従う政策の調和化など中核遂行指標を指摘。

6、CSSDCA過程の履行枠組を設定。

7、CSSDCA過程の履行枠組及び計画の点検。

ここに安全保障、安定、開発、及び協力の用語が、関係の文書では四つの瓢箪として言及され、AUの課題として一般化された。

CSSDCAの厳粛宣言は、以下の通りである。

1、われわれ、アフリカ統一機構（OAU）加盟国・政府首脳は、トーゴのロメの第三六回会議に会合し、二〇〇〇年五月八日―九日アブジャで持たれたアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力に関する会議（CSSDCA）の閣僚会議報告を検討した。閣僚会議は、アフリカの平和、安全保障、及び連帯の年としての二〇〇〇年宣言をした一九九九年七月アルジェリアで採られた決定、同様に偉大社会主義人民リビア・アラブ・ジャマヒリアのシルテの第四回特別首脳会議で一九九九年九月九日に採択された宣言に従い招集され、それはなんぞくアフリカ連合の樹立及び閣僚会議の招集を決定した。

2、われわれは、幾年かにわたり、わが大陸の政治的安定及び経済的開発を促進するべくとつた決定を想起する。安定を促

進する空間において、開発における民衆参加のためのアフリカ憲章、及びアフリカにおける政治及び社会経済状況及び世界の平和に対してとる基本的変更に関する宣言が一九九〇年に採択された。

3、一九九三年六月エジプトのカイロにおいて、われわれは、OAU内部において、紛争の防止、運営、及び解決のための新しい制度的動態を進める、紛争防止、管理、及び解決のためのメカニズムを樹立する宣言を採択した。一九八一年及び一九九八年にそれぞれ、人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章、及び人間及び人民の権利に関するアフリカ裁判所の樹立に関する議定書が、採択された。双方は、恒久的平和及び持続的開発のための集団安全保障を促進するわれら機構の広範な目標の統合的部分として人権の促進、保護、及び遵守を確保するための重要な手段である。

4、一九九七年七月ハラレでのわれわれ首脳会議を通じて、われわれは、政府の非立憲的偏向に反対する立場をとつた。

5、開発及び協力の地域において、ラゴス行動計画及びラゴス最終法は一九八〇年に採択された。アフリカの経済・社会共同体の樹立条約及びアフリカの経済・社会開発の再出発のためにカイロ議題はそれぞれ一九九一年及び一九九三年に採択でき

た。一九九九年九月のシルテ宣言は、経済統合過程の促進、及びアフリカの負債問題の対処のための措置が盛られた。

6、われわれは、これら関心事は、CSSDCA 過程に関するアフリカ指導制フォーラムにより着手されたイニシアチブの中核にある。われわれは、カンパラ文書で提案された通りアフリカの安全保障、安定、開発、及び協力に関する会議が一回限りの、しかもむしろ過程として確認していないことを記する。

一九九一年のカンパラ文書の四つの瓢箪にはつきり述べられている通り、CSSDCA 過程の施行地点は、多くのアフリカ諸国における安全保障及び安定の問題は、大陸の統合達成に必要とされ、そして大陸の社会・経済開発及び変容に批判的な、アフリカ協力間及び内部の必要なレベルを達成するそれらの能力が損なわれた事実の認識であった。これに関して、われわれは、CSSDCA 過程におけるわが施行を豊かにするアジスアベバでのわが専門家により仕上げられた改訂カンパラ文書及び作業文書の双方が有用である。

7、われわれは、その発足以来、わが組織により採られてきたすべての主要な決定は平和、安定、開発、統合、及び協力の間の内部連携を反映している。われわれは、CSSDCA 過程は、わが機構により最近着手された種々の活動間の相乗作用を創出

してきており、そしてそれ故に平和、安全保障、安定、開発、及び協力の領域における OAU の作業の強化に与る。それは、OAU の主要政策機関内部の共通価値の仕上げと前進のために政策開発フォーラムを提供する。

8、われわれは、CSSDCA イニシアチブに体现された相互作用方式のアプローチは、新しい千年において安全保障、安定、開発、及び協力の問題への特別な言及をもって、OAU の議題として追及される貴重な道具を提供している。

宣言の原則

9、OAU の範囲内のアフリカの利益の促進において、いわゆる瓢箪、すなわち安全保障、安定、開発、及び協力の四つの構成要素で構成される CSSDCA の重要性を認識して、われわれは、以下の一般及び特別原則を確言する。

一般原則

- (a) すべての加盟国の主権及び領土保全の尊重。
- (b) いずれのアフリカ国の安全保障、安定、及び開発は、他のアフリカ諸国のそれにと不可分に連繫している。一国の不安定は近隣諸国の安定を反映しており、そして大陸の統一、平和、及び開発にとり重大な意味を有する。

(1) 加盟国は、すべての CSSDCA 原則を良好な誠実において

遵守し、そして履行を確保する。

特別原則

安全保障

10、安全保障はその全体像において、そして生命の基本的必要への接近をもつて平和裡に生存する人民の権利を含む全体性を展望すべきであることを認識して、他方、人間及び人民の権利に関するアフリカ憲章に言及された権利、及び彼ら社会の問題への自由な参加を自由に享受して、そしてアフリカ諸人民の安全保障に不可分に連繫したアフリカの安全保障、及びその加盟国のそれに留意して、われわれは、

以下の通り確言する。

(a) 安全保障は、CSSDCA 過程の柱として認識される。

……

協力

13、地域協力の重要性……

行動計画

14、CSSDCA 過程の指針となり、そしてこれら原則の履行のための測定を場所での必要性に合意に達する一般及び特別原則を確認して、われわれアフリカ統一機構国家・政府首脳は、

以下の行動計画に合意する。

そして、了解覚書は、そのなかで以下の通り言及された。

アフリカ境界

境界に関するカイロ首脳の決定に従い、二〇一二年までに、必要とされる国連地図政策単位の支援で、平和的な国家間関係を強化するために、未だなされていないアフリカ諸国間の境界の画定及び線引きを締結する。かかる行使の成行きは、アフリカ連合及び国際連合に置かれるべきである。過程が完了すべき二〇一二年に先立ち、履行状態の二年毎の検討がなされるべきである。

かくて、境界計画が提起されるところとなった。その課題は、(1)境界の維持と国境横断、及び(2)境界の画定及び線引きにあった。そして、以後、以下の文書が採択された。

二〇〇七年六月七日アフリカ連合の境界計画及びその履行様式に関する宣言、EX.CL/352(XI), Annex II。内容は以下の通り。

- 1、付属にアフリカ境界問題を指摘。
- 2、その展開として国境横断協力を提起。

二〇〇七年六月七日境界問題に与るアフリカ連合閣僚会議の報告、Doc.Ex.CL/352(XI)。内容は以下の通り。

- 1、境界計画の作業報告。
- 2、国境横断協力の専門家会合の報告。

二〇〇七年六月七日境界問題に与るアフリカ連合閣僚会議の決定、Doc.Ex.CL/352(XI)で、CSSDCAの厳粛宣言に従う境界計画の履行を確認した。

二〇〇九年一月三〇日アフリカ連合境界計画の履行に関する決定 DOC.EX.CL/459(XIV)´ EX.CL/Dec.461(XIV)。それは、以下の二点にあった。

- 1、アフリカ境界の地位問題——画定及び線引き——への対応を要請。

- 2、国境横断協力のイニシアチブの創設。

二〇一〇年七月二五日第二回境界問題に与るアフリカ閣僚会議に関する委員会報告の決定 DOC.EX.CL/585(XVII)´ EX.CL/Dec.563(XVII)。それは、以下の二点を確認した。

- 1、アフリカ境界計画の措置を勧奨。
- 2、アフリカ境界の日を制度化。

二〇一二年七月一三日第三回境界問題に与るアフリカ

閣僚会議報告に関する決定 DOC.EX.CL/726(XXI)´ EX.CL/Dec.703(XXI)。それは、以下の通り。

- 1、国境横断協力協約草案／ニアメ協約の仕上げを要請。

- 2、境界計画の履行のための二〇一三—二〇一七戦略計画を設定。

ここに境界計画の具体的取組みが明らかにされ、その課題が取り組まれるところとなっているが、以後のアフリカ連合境界計画の履行は十分明らかでない。

(1) Amos Sawyer, *The Emergence of Autocracy in Liberia: Tragedy and Challenge*, San Francisco: ICS Press, 1992.

真島 一郎「リベリア内戦の展開」アフリカ研究、第四三号、一九九三年。

檜林建司「リベリア内戦への西アフリカ諸国経済共同体と国際連合による介入」愛媛法学会雑誌、第二二巻第一号、一九九五年。

Abiodun Alao, *The Burden of Collective Goodwill: the International Involvement in the Liberian Civil War*, Aldershot: Ashgate, 1998.

Mark Huband, *The Liberian Civil War*, London: F.

Cass, 1998.

Abiodun Alao, John Mackinlay, & Tunmi Olonisakin, *Peacekeepers, Politicians, and Warlands: the Liberian Peace Process*, Tokyu/ New York: United Nation U. P., 1999.

Dorina Akosua Oduraa Bekoe, *After the Peace Agreement: Lessons for Implementation from Mozambique, Angola, and Liberia*, Ann Arbor: UMI Dissertation Services, 2002.

酒井啓巨「第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開——ECOMIL からの UNMIL へ」神戸法學雜誌 第五十二巻第四号 1100-1104 号。

Mary H. Moran, *Liberia: the Violence of Democracy*, Philadelphia: U. of Pennsylvania P., 2006.

David Harris, *Civil War and Democracy in West Africa: Conflict Resolution, Elections and Justices in Sierra Leone and Liberia*, London: I. B. Tauris, 2012.

Abou Jeng, *Peacebuilding in the African Union: Law, Philosophy and Practices*, Cambridge: Cambridge U. P., 2012.

Cassandra R. Veney & Dick Simpson eds., *African Democracy and Development: Challenge for Post-Conflict African Nations*, Lanham: Lexington Books, 2013. ハート・レベキオ著、中園マコト訳。

Isiaka A. Badmus, *The African Union's Role in Peacekeeping: Building on Lessons learned from Security Operations*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2015.

Nichoai Hart Lidow, *Violence Order: Understanding Rebel Governance through Liberia's Civil War*, New York: Cambridge U. P., 2016.

Samuel M. Makinda, F. Wafula Okumu, & David Mickler, *The Africa Union: addressing the Challenges of Peace, Security, and Governance*, Abindon: Routledge, 2016.

(2) Harvey J. Sindima, *Africa's Agenda: the Legacy of Liberalism and Colonialism in the Crisis of African Values*, Westport: Greenwood Press, 1995.

Joram Mukama Biswaro, *Perspectives on Africa's Integration and Cooperation from the Organization of Africa Unity (OAU) to the African Union (AU): Old Wine in a New Bottle?*, Dar es Salaam: Tanzania Pub., House, 2005.

Martin Welz, *Integration Africa: Decolonization's Legacies, Sovereignty, and the African Union*, Abington: Routledge, 2013.

(3) Abdalla Bujra & Hussein Solomon eds., *Perspective on the OAU/AU and Conflict Management in Africa*,

Addis Ababa: African Center for Applied Research and Training in Social Development: Community of Sahel-Saharan States, Development Policy Management Forum, 2004.

Ulf Engel ed., *New Mediation Practices in African Conflicts*, Leipzig: Leipziger Universitätsverlag, 2012.